

優良宅地認定制度について

1 優良宅地認定制度

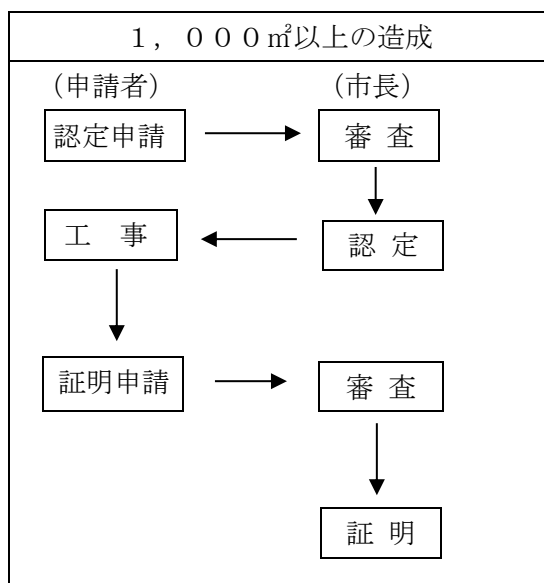
優良宅地認定制度とは、優良な宅地の供給に資する土地の譲渡について、租税特別措置法上の優遇措置を講じることにより、一定の技術基準を満たした宅地供給の促進と有効な土地利用を確保することを目的とするものです。

税の軽減を受けるためには、優良宅地の認定を受ける必要があります。宅地造成を行おうとする者からの申請により、その宅地が国が定める「優良宅地の認定基準」に適合する宅地造成と認められれば認定されます。

2 一団の宅地面積が1,000㎡以上の造成

造成工事に着手する前に認定を申請してください。認定後、宅地造成工事に着手していただき、工事が完了した後に申請に基づき、審査を経て証明書を交付します。

3 認定手続きの流れ



4 優良宅地の認定基準

国が優良宅地の認定基準（昭和54年建設省告示第767号）に定めている事項は、次のとおりです。

- ア 宅地の用途に関する事項
- イ 宅地としての安全性に関する事項
- ウ 給水施設、排水施設その他宅地に必要な施設に関する事項
- エ その他優良な宅地の供給に関し必要な事項

5 認定審査手数料

造成宅地の面積	手数料 (円)
0.1 ha 以上 0.3 ha 未満	140,000
0.3 ha 以上 0.6 ha 未満	200,000
0.6 ha 以上 1 ha 未満	270,000
1 ha 以上 3 ha 未満	410,000
3 ha 以上 6 ha 未満	530,000
6 ha 以上 10 ha 未満	690,000
10 ha 以上	910,000

※ 認定による租税特別措置の制度や税の軽減の詳細については、税務署へご相談ください。また、このほかに優良住宅認定制度もありますが、この場合も、一団の宅地面積が1,000㎡以上の造成については、上記3と同様です。